

HIRAKI & ASSOCIATES

Newsletter

JULY 2018

2018年7月1日発行 第13号 [編集・発行] 平木国際特許事務所 <http://www.hiraki-patent.co.jp/> E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

平木国際特許事務所 ニューズレター

vol. 13



HIRAKI & ASSOCIATES

平木国際特許事務所 ニューズレター

Contents

目次

卷頭言

03 感動の平昌オリンピック

所長・弁理士／平木祐輔

判例紹介

04 マーカッッシュ・クレームにおける選択肢の削除

弁理士／小瀬村暁子

特許トピックス

07 知的財産豆問答～人工知能の巻～

弁理士／小原淳史・業務支援グループ／石井佳恵

解説

08 JASRAC VS 音楽教室

音楽教室における演奏に著作権使用料を課すことの是非

副所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士／平木康男

解説

10 特許権の金銭的価値評価

弁理士／田村和彦

解説

12 登録商標と使用商標との関係

弁理士／曾根啓子

随想

14 連載 | 第三回 生物に学ぶ経営戦略 | Episode 3

戦わずして勝つ

棲み分けという名の生存戦略

弁理士／漆山誠一



卷頭言

感動の平昌オリンピック

平木祐輔 | Hiraki Yusuke 平木国際特許事務所 所長・弁理士



2018 年2月9日から25日まで開催された平昌オリンピック(第23回オリンピック冬季競技大会)。

開幕前は施設工事の遅れや準備不足が懸念されていましたが、いざ開催してみると連日、すばらしい熱戦が繰り広げられました。私も家族と一緒にテレビ棧敷(という言葉もすっかり死語になってしましましたが)で日本選手を応援し、また各国アスリートの素晴らしいパフォーマンスに感嘆の声をあげたものでした。

本稿では非常に月並みではありますが、私が特に印象に残った平昌オリンピックにおける日本選手たちの活躍について書いてみたいと思います。

1. 高梨沙羅選手

(女子スキージャンプ: 銅メダル)

よく「オリンピックには魔物が棲んでいる」などと言われますが、通常の試合・競技会では無敵の選手が、オリンピックでは結果が出せないというのは残酷ですがよくある話です。拙稿を読んでくださっている皆様の記憶にもそんな不運な選手の顔が何人か浮かぶのではないかでしょうか。

ワールドカップでは男女通じて歴代最多の55勝、女子歴代最多のシーズン個人総合優勝4回をあげた高梨沙羅選手も、前回のソチオリンピックでは失敗ジャンプが響いての4位、そして今シーズンはオリンピックまでワールドカップで1勝も出来ず、平昌オリンピックでも苦戦かと言われ、一部ネットなどでは心ないバッシングさえ起きていました。私も正直「だめかもしれない」と思っていました。

しかし、本番では1回目、2回目とも手堅くまとめ、ライバルも追い上げを見せる中、見事銅メダルを獲得しました。

涙をこらえていた高梨選手ですが、2回目のジャンプ終了後、チームメイトで自身は思うような結果が出せなかった伊藤有希選手が駆け寄ってきて抱きつくと、まるで子どものような顔で涙を流しました。プレッシャーと不安にどれだけ苛まれていたのか、それ故にこの結果がどれだけ嬉しかったのか…試合後、日の丸が振られる観客席に何度も何度も笑顔で手を振る高梨選手の姿を見ていて、私も思わず胸が熱くなってしまいました。

2. 小平奈緒選手

(女子スピードスケート: 500M金メダル、1,000M銀メダル)

ノーマークから結果を残し、シンデレラボーイ、シンデレラガール

になるのも凄いことですが、誰からも「勝って当然」と言われる中で、しっかりと結果を出すことはさらに凄いことだと思います。

下馬評でも「500Mは金確定、1,000Mも金が期待できる」といわれ、日本選手団の主将も任されてしまった(主将、旗手はメダルを取れないというジンクスがあるそうです)小平奈緒選手の戦前の心中はいかばかりだったのか、プレッシャーに強くない私などには想像もつきません。

しかし、小平選手はそんなプレッシャーも主将のジンクスもはねのけ、まずは1,000Mで銀メダルを獲得すると、得意の500Mでも、過去のオリンピックでバンクーバー、ソチと2大会連続で金メダルを獲得し「女帝」と呼ばれている韓国の李相花(イ・サンファ)選手を破って堂々の金メダルを獲得したのです!一見するとポーカーフェイスの小平選手の実力は勿論ですが、強靭な精神力に脱帽しました。

そして、さらに感動したのは試合後のことです。小平選手は、金メダルを逃し涙を流す李選手に近づくと抱きしめたのです。李選手もテレビ越しでは聞こえませんが、小平選手に祝福の言葉を贈っている様子。実は、2人は良きライバルであると同時に、親友でもあるとか。お互いを讃え合う二人の姿は「試合が終わればノーサイド」を体現しているようで強く心を打たれました。

3. 羽生結弦選手

(男子フィギュアスケート: 金メダル)

ソチに統いて2大会連続でこの競技の金メダルを獲得した羽生結弦選手。怪我のため、他の大会は棄権してオリンピック1本に絞ったものの、事前の練習でも思うようなジャンプができず「羽生は大丈夫か」と言われる中、ショートプログラムでは他を圧倒するパフォーマンスを見せ、フリープログラムは逆に(4回転サルコなどをきちんと決めつつも)手堅くまとめる形で見事結果を出してくれました。

以前もこの欄で書かせて頂きましたが、私は若い頃、肺の病で進学・就職等で大変苦労をしましたので、生まれつき「喘息」という大きなハンデを背負いながら才能を開花させた羽生選手の滑りをより強い思いで見ています。連覇を達成して、本当に嬉しく思いました。

他にも日本人ならではの緻密な競技運びで金メダルを獲得した女子パシュートや、「そだねー」に代表される素朴な雰囲気とこ一番の勝負強さのギャップが堪らなかった「カーネ」ことLS北見など、どれもこれも本当に見ていて楽しく、元気を貰えたオリンピックでした。

2年後はいよいよ東京オリンピック、私も是非元気で2020年を迎える、その時の選手の活躍を応援したいと思います。

判例紹介



マーカッッシュ・クレームにおける選択肢の削除

小瀬村暁子 | Kosemura Akiko 平木国際特許事務所 弁理士

1. はじめに

化学・医薬分野では、化学物質に係る発明を特定するのにマーカッッシュ形式のクレーム(マーカッッシュ・クレーム)がしばしば用いられる。そのようなクレームは通常、複数の選択肢群の組合せの形で化学物質を特定するため、多数の化学物質を包含している。

本稿では、化学物質に係る発明をマーカッッシュ形式で特定したクレームにおける一部の選択肢の削除が、新たな技術的事項を導入するかどうか、またそのような発明の実施可能要件・サポート要件について判断した裁判例を紹介する。

2. 事業の概要

平成30年1月22日判決言渡

知財高裁平成29年(行ケ)第10007号 審決取消請求事件

被告は、発明の名称を「2-ベンゾイルシクロヘキサン-1,3-ジオン」とする特許第4592183号(以下「本件特許」という。)の特許権者である。本件特許については訂正審判が請求され、平成25年3月14日に請求項2の削除と化学式のX¹の限定等を含む訂正を認める審決がなされている。

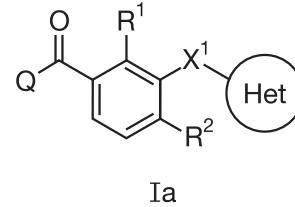
原告は、平成27年3月17日、本件特許について特許庁に對して無効審判を請求した。被告は、審決の予告を受け、本件特許について訂正(以下「本件訂正」という。)を請求し、その結果、特許庁は平成28年12月6日、本件訂正を認めた上で、「本件審決は成り立たない。」との審決をした。

本件訴訟は、原告が、その審決の取消を求めて提訴したものである。

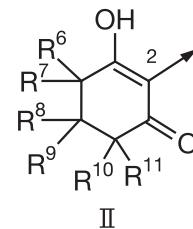
3. 本件発明の内容

本件訂正後の請求項1に係る発明(以下「本件訂正発明」という。)は、以下のとおりである。下線は訂正箇所を示す。

【請求項1】式 I a



[但し、R¹が、ハロゲンを表し、
R²が、-S(O)_nR³を表し、
R³が水素、C₁～C₆アルキルを表し、
nが1又は2を表し、
Qが2位に結合する式Ⅱ



[但し、R⁶、R⁷、R⁸、R⁹、R¹⁰及びR¹¹が、それぞれ水素又はC₁～C₄アルキルを表し、上記CR⁸R⁹単位が、C=Oで置き換わっていても良い]
で表されるシクロヘキサン-1,3-ジオン環を表し、
X¹が酸素により中断されたエチレン鎖または-CH₂O-を表し、
Hetが、
オキシラニル、2-オキセタニル、3-オキセタニル、2-テトラヒドロフラニル、3-テトラヒドロフラニル、2-テトラヒドロチエニル、2-ピロリジニル、2-テトラヒドロピラニル、2-ピロリル、5-イソオキサゾリル、2-オキサゾリル、5-オキサゾリル、2-チアゾリル、2-ピリジニル、1-メチル-5-ピラゾリル、1-ピラゾリル、3,5-ジメチル-1-ピラゾリル、または4-クロロ-1-ピラゾリルを表す】
で表される2-ベンゾイルシクロヘキサン-1,3-ジオン又はその農業上有用な塩。」

本件訂正により、請求項1では以下の限定がなされた（紙面の制約上、引用箇所の一部を省略している）。

- R¹の選択肢（「R¹が、二トロ、ハロゲン、シアノ、チオシアナト、C₁～C₆アルキル…又は-S(O)nR³を表し」）を、「ハロゲン」に限定。

- R²の選択肢（「R²が、水素、又はハロゲン以外のR¹で述べた基の1個を表し」）を、「-S(O)nR³」に限定。

- X¹の選択肢（「X¹が酸素により中断された、エチレン、プロピレン、プロペニレンまたはプロピニレン鎖、或いは-CH₂O-を表し」）を、「酸素により中断されたエチレン鎖または-CH₂O-」に限定。

- Hetの上位概念による記載（「Hetが、窒素、酸素及び硫黄から選択される1～3個のヘテロ原子を有する、3～6員の部分飽和若しくは完全飽和ヘテロシクリル基、又は…を表し、且つ上述のヘテロシクリル基又はヘテロ芳香族基は、部分的に又は完全にハロゲン化されていても、及び/又はR⁵で置換されていても良く、R⁵が水素、ヒドロキシル、メルカプト…を表し、且つ上記アルキル基は、それぞれ1個以上の下記の基：シアノ、ホルミル…で置換されていても良い」）を削除し、特定の基の列挙に限定。

4. 裁判所の判断

裁判所は、本件訂正を認め、本件訂正発明は実施可能要件・サポート要件に違反せず、進歩性を有し、また原文新規事項追加に当たらないとした審決の判断に誤りはない、とした。なお紙面の制約上、訂正の可否、及び実施可能要件・サポート要件以外の項目は省略する。

(i) 訂正の可否について

裁判所は、以下のように述べ、本件訂正が新規事項を追加するものではなく、訂正要件を満たすと判断した。

「(1) 本件発明は、審決の予告において実施可能要件に係る記載不備が指摘されたことに対して、明細書に明示的に記載されていた置換基X¹及びHetの選択肢を、CAS REGISTRY物質レコードに示されていることから入手できることが確認された原料物質より合成される化学物質に限定したものである。すなわち、本件訂正発明は、本件発明のR¹を1種類（ハロゲン）、R²を1種類（-S(O)nR³）、X¹を2種類（酵素により中断されたエチレン鎖又は-CH₂O-）、Hetをヘテロシクリル基及びヘテロ芳香族基（ヘテロアリール）のうちの本件明細書に挙げられている多数の物質の中から18種類又は15種類の化合物に限定したものである。そして、本件訂正後の化学物質群は、いずれも本件訂正前の請求項に記載された各選択肢に内包されていることが明らかである。したがつて、本件訂正は、特許請求の範囲を減縮するものである。

また、訂正後の化学物質群は、訂正前の基本骨格（シクロヘキサン-1,3-ジオンの2位がカルボニル基を介して中央のベンゼン環に結合した構造。本件共通構造）を共通して有するものである。加えて、訂正後の化学物質群について、訂正前の化学物質群に比して顕著な作用効果を奏すとともに認め難い。そうすると、選択肢を削除することによって、本件明細書の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではない。」

「(2) …原告は、選択肢を削除する訂正が認められるのは、特定の選択肢の組合せを採用することが当初明細書等に記載されているといえる場合だけであり、本件明細書の【0061】は、多種多様なヘテロシクリルやヘテロ芳香族基（ヘテロアリール）を、単に「例挙」しているにすぎず、本件明細書の他の記載を参照しても、訂正後のHetの「18個の選択肢」やそれらと特定のX¹（酸素により中断されたエチレン鎖又は-CH₂O-）との組合せは記載されていないことから、本件訂正は新たな技術的事項を導入するものであり、認められない、特許庁の審査基準においても同旨の考え方が採用されていると主張する。」

「しかし、原告がその主張の根拠とする審査基準においても、訂正の結果、残った発明特定事項で特定されるものが新たな技術的事項を導入するものであるか否かで判断すべきものとされているところ、本件訂正においては、前記(1)のとおり、新たな技術的事項は導入されていない。…したがって、本件訂正是特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、新規事項の追加には当たらないから、本件訂正を認めた審決の判断に誤りはない。」

(ii) 実施可能要件・サポート要件について

裁判所は、本件訂正発明に関して以下のように述べ、化学物質の発明については、実施可能要件・サポート要件を満たす上で、用途発明とは異なり、効果に関する実験データの記載が必ずしも必要とはされないと判示した。

「…製造実施例にはX¹として-CH₂O-である化合物に関するものが示されているのみで、X¹が-CH₂OCH₂-である化学物質の製造に関する実施例の記載こそないものの、原料化学物質であるHO-CH₂-Hetが入手できれば、上記方法Cの記載も参考にしつつ、合成例の工程bに示された周知の反応と同様の合成を行うことにより、X¹が-CH₂OCH₂-である化学物質も当業者が容易に合成することができるものと認められる。」

「…本件共通構造を有する2-ベンゾイルシクロヘキサン-1,3-ジオン化合物は、除草作用を有し、除草剤の有効成

分として有用であることが従来から知られていたことからすれば、本件共通構造を有する2-ベンゾイルシクロヘキサン-1, 3-ジオン化合物であれば、同様の効果を奏するものと推認できるから、本件訂正発明については、改めて試験を行うまでもなく、有用性が認められるというべきである。また、本件訂正発明は、除草剤の有効成分の化学物質に係る発明であるから、いわゆる用途発明には当たらないし、用途発明に準じて実施例が必要であるということもできない。」

「…一般に、化学物質に関する発明の課題は、新規かつ有用な化学物質を提供することにあるものと考えられる。…本件訂正発明の課題は、従来から優れた除草活性と作物に対する安全性を示すことが知られている—ベンゾイルシクロヘキサン-1, 3-ジオン化合物であって、新規かつ有用な化合物を提供することにあると認められる。…当業者は、本件訂正発明の化学物質の化学構造と従来技術の除草化学物質の共通性から、本件訂正発明に係る化学物質が、従来技術の除草剤と同様に課題を解決できることを推認することができる。」

「…また、サポート要件を満足するために、発明の詳細な説明において発明の効果に関する実験データの記載が必ず要求されるものではない。特に本件訂正発明は、新規な化学物質に関する発明であるから、医薬や農薬といった物の用途発明のように具体的な実験データ、例えば、具体的な除草活性の開示まで求めることは相当でない。」

「…仮に、本件訂正発明に係る一般式と共に構造を有する化学物質に、特定のある植物に対して除草活性を示さないものが含まれるとしても、…共通構造を有する化学物質が除草活性を示すことを推認できる以上、本件訂正発明に係る化学物質のうち実際に除草活性を示さない態様を確認し、これを除くように請求項を記載しなければ、サポート要件を満たさないと解することは相当でない。」

■ 5. 実務上の指針

マーカッシュ形式のクレームにおいて一部の選択肢を削除するような一見シンプルな補正・訂正であっても、新規事項追加とならないためには、新たな技術的事項を導入するものでないことが必要である(特許・実用新案審査基準 第IV部第2章3.3.1(5))。

特許・実用新案審査基準は、マーカッシュ形式等の択一形式のクレームの補正に関して、a) 一部の選択肢を削除する補正是、残った発明特定事項で特定されるものが新たな技術的事項を導入するものではない場合には許される、b) 当初明細書等に化学物質が多数の選択肢群の組合せの形で記載されている場合、特定の選択肢の組合せを追加又は残す補正是、

新たな技術的事項を導入する場合がある、としている。

具体的には、例えば、複数の選択肢を有していた置換基について選択肢が唯一となり、選択の余地がなくなるような補正是、当初明細書等にその特定の選択肢を採用することが記載されている場合を除き、許されない。他方、実施例等に記載された化学物質に対応する特定の選択肢の組合せのみを請求項に残す補正是許される。

本事例では、一部の選択肢の削除により、実施例等に記載の具体的な化学物質に対応していない選択肢の組合せも請求項に残す訂正の可否が問題となったが、裁判所は、訂正後の化学物質群が①訂正前の基本骨格を共通して有する、②訂正前の化学物質群に比して顕著な作用効果を奏すとも認め難いという二点を指摘し、新たな技術的事項を導入するものではないと判断した。

但し裁判所は、本件訂正発明に係る化学物質群が、訂正前の基本骨格、すなわち、優れた除草活性が知られている従来の2-ベンゾイルシクロヘキサン-1, 3-ジオン化合物群の共通構造(シクロヘキサン-1, 3-ジオンの2位がカルボニル基を介して中央のベンゼン環に結合した構造)を共有することに基づいて、除草剤としての有用性を推認でき、課題を解決できるとしていることから、もし当該課題が基本骨格に基づいて解決されるものでなかった場合には、新たな技術的事項を導入しないと判断した上記二点の理由付けは異なっていた可能性がある。マーカッシュ・クレームにおいて一部の選択肢を削除する際は、上記二点を形式的に当てはめるのではなく、個々の発明の課題にも照らして新たな技術的事項を導入しないかどうかを慎重に見極めるべきであろう。

一方で、一部の選択肢を削除した後の化学物質群について顕著な作用効果を主張する場合には、新たな技術的事項を導入しないように、その効果について当初明細書等に十分な裏付けがあることを確認しておく必要がある。

なお裁判所は、実施可能要件・サポート要件を満たす上で、用途発明とは異なり、化学物質の発明では効果に関する実験データの記載は必ずしも必要とされないと判示している。しかし、化学物質の有用性を推認できるかどうかが争点になりうることを考えれば、化学物質の発明についても、当初明細書等に効果に関する実験データを開示しておくことが依然として望ましいと考えられる。

特許トピックス

Patent Topics

知的財産豆問答

～人工知能の巻～

最近、「人工知能」、あるいは「AI (Artificial Intelligence)」という言葉をよく聞くようになりました。
でも私、そもそも理系科目が苦手なせいで、全体像が見えてきません。
調べるのが面倒になった私は例の如く
事務所の弁理士さんに聞いてみることにしました。

—「先生、人工知能について教えてください！」

答：またアバウトな…人工知能（AI）は、様々な定義があるようですが、一つには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」であるとされています（人工知能学会ホームページより）。

具体的な応用事例として、一昨年、英ディープマインド社が開発した囲碁AI「アルファ碁」が、世界最強棋士を破って話題になりました。その他にも、自動運転システムや、人工知能による為替・株式売買、Siriなどの音声アシスタント、レコメンドサービス、ディープラーニングによる医療画像認識技術、医療診断支援など、多岐にわたります。最近では、ビートルズ風の曲や、星新一風のショートショートを自動で作成するようなクリエイティブなAIも出現しています。

—「なるほど、AIとは知らずに普段利用している技術も多いんですね。AI技術の発達に伴って、特許も出願されているんでしょうか？」

答：例えば、「対象物判定装置及びプログラム」（トヨタ自動車（株）他、特許第5127583号）、「感情推定装置、感情推定方法、及び感情推定プログラム」（ヤフー（株）、特許第6054902号）など、あらゆる分野で多数の特許が出願されています。2005年以降、全世界でのAI関連特許の出願数は6万件超ともいわれています。

—「AIって何でもできて賢いんですね。どういう思考回路をしてるんでしょうか？」

答：代表的な手法としてディープラーニング（深層学習）があります。人間の脳の神経回路を模したニューラルネットワークというアルゴリズムの一つですが、膨大なデータからコンピュータ自身が自律的に学習して、精度の良い答えを導き出すことができ



る一方、どうしてその答えになったのか、思考の過程を後から検証できない「ブラックボックス化」の問題も指摘されています。

—「ちょっと怖いですね。AIに任せていたら人間のすることがなくなってしまいそうです。」

答：野村総合研究所と英オックスフォード大学との共同研究では、国内の601業種についてAIに取って代わられる可能性が分析されており、なんと弁理士もAIによる代替可能性が高い職業の一つとして挙げられています。弁理士の「コンピュータ化可能確率」は80%超だそうです。ガックリ。

—「実際に、弁理士業務にAIの影響はあるんですか？」

答：例えば、出願する際の特許請求の範囲の作成などは極めて創造的な作業であり、そう簡単にコンピュータが代わりを務められるとは思いません。しかし、自動翻訳は既

にかなりの精度ですし、明細書の作成支援ソフトなども日々進歩しているようですね。将来は仕事の一部を人工知能に任せることができるかもしれません。

一方で、前述の共同研究では、AIによる自動化が難しい職業の特徴として、「創造的思考」「ソーシャル・インテリジェンス（=コミュニケーション力や協調性）」「非定型」が挙げられています。これから目指すべき弁理士像のヒントになりそうですね。

—「AI技術をうまく活用しながら、創造的思考力を鍛えて我々人間も進歩していくなければいけないということですね。ありがとうございました。」

初めての答：おーい、一体誰と話してるんですか。それは口ポットです。私はこっちですよー。

文責：小原淳史・石井佳恵



JASRAC vs 音楽教室

音楽教室における演奏に著作権使用料を課すことの是非

平木康男

Hiraki Yasuo 平木国際特許事務所 副所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

「『音楽教室のレッスン』が著作権使用料徴収の対象になる」—1年前、報道されたニュースをご記憶の方も多いでしょう。

賛否両論（一般的には「否」の意見の方が多い気がしますが）渦巻く中、本年4月より徴収が開始されています（ただし、支払を拒否しても督促は出来ないことになっています—後述）。

本稿では、あらましから徴収する側である日本音楽著作権協会（通称JASRAC。以下、JASRACと表記。）と、される側である音楽教室の見解を比較しながら、解説していきたいと思います。

1. あらまし

2017年2月、JASRACが「2018年4月から、いわゆる楽器教室における演奏等の管理を開始する（=著作権使用料を徴収する）」旨を正式に発表しました。対象となるのは楽器店、楽器メーカーが経営する音楽教室（個人経営の小規模音楽教室は当面対象外とされました。）で、一部新聞報道によると、使用料は、包括での演奏許可（楽曲ごとの手続を免除することで教室側にも一定のメリット）を与える代わりに、年間の受講料収入の2.5%を求めたと報じられました。

実は水面下でJASRACと音楽教室側は協議を重ねていたようですが、合意点が見出せないまま半ば見切り発車的な発表だったようです。

勿論、音楽教室側はこの方針に強く反発。署名活動などを通じて、JASRACに方針の撤回を求めます。いわゆるネット世論も、有名歌手宇多田ヒカルがTwitterに「もし学校の授業で私の曲を使いたいっていう先生や生徒がいたら、著作権料なんか気にしないで無料で使って欲しいな。」という反対コメントを出すなど、JASRACのこの方針について反発の声が強い傾向にありました。

2017年6月には音楽教室等で作る「音楽教育を守る会（以下、守る会。）」がJASRACによる音楽教室における著作物の使用料徴収方針に対抗して、東京地裁に「音楽教室における著作物使用にかかる請求権不存在確認訴訟」を提起、反対活動を続けます。

さらに音楽教室側は、守る会が徴収の保留を求めて文化庁に裁定を申請。裁定手続きが始まり、JASRACは2018年1月に開始予定だった徴収を一時保留にしていました。

しかし、2018年3月、文化庁は「徴収の保留は行わない。ただし、裁判の結果が出るまでは、JASRACは支払わない音楽教室に督促をしてはならない」という裁定を出します。これにより、JASRACは同年4月より徴収をスタートしています。

2. JASRACの見解

この問題についてのJASRACの見解、言い換えれば「徴収を行う根拠」は以下の通りです。

まず、今回の徴収の根拠となる法律条文は著作権法第22条（上演権・演奏権）「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する」というものです。

簡単に言えば、著作者（著作権者）の許可なく公衆に対して、楽曲を演奏したり、上演したりしてはいけない、という規定です。

JASRACは音楽教室について、この条文を以下のように当てはめます。

- (1) 音楽教室において音楽著作物（楽曲）を演奏する主体は、著作権法上の規律の観点から、当該楽器教室の経営者である。
- (2) 音楽教室における音楽著作物の利用は不特定顧客（=生徒）に対するものであるから、公の演奏にあたる。

少し解説が必要でしょう。

まず、音楽教室で楽曲を演奏する“主体”はいわゆる指導者（教室の先生）ではなく、教室の経営者となります。指導者は経営者に雇われて仕事として音楽を指導していることから、著作権使用料を支払うべきは雇い主である経営者であるということになります（これには音楽教室側も異議を唱えていません）。

また、楽曲が利用されても、個人で演奏して楽しむ場合や、

特定少数の人に(親しい友人や家族など)披露する場合は、上演権・演奏権は及ぼません。

JASRACは音楽教室の生徒は不特定(会費さえ払えば誰でも生徒になれるので)であり、多くの生徒が習っている。従つて、音楽教室で指導者が模範演奏などで楽曲を演奏したり、歌ったりする行為は上演権・演奏権が及ぶとしたのです。

また、JASRACは各種教室事業のうちダンス教室における音楽著作物の演奏利用(ダンス教室でダンスマジックを流したり、演奏したりする行為)は公衆(不特定かつ多数の生徒)に対するもので上演権・演奏権が及ぶとした判例(名古屋高判平16・3・4判時1870号123頁)をあげ、音楽教室も同様であると説明しました。

さらに、今回の徴収は大きな楽器店や楽器メーカーが経営する楽器教室が対象であって、個人経営の小さな楽器教室は今回は対象にしないとし、中小教室の経営を圧迫するものではないと説明したのです。

また、宇多田さんのコメントについては「学校の音楽の授業は勿論対象にしない。宇多田さんは学校教育にも及ぶと勘違いをされたのだろう」としました。確かに先に挙げた宇多田さんのコメントは「学校の授業で」と述べており、JASRACの言い分に反してはいません。

3. 音楽教室側の見解

これらのJASRACの主張に対し、音楽教室側は当然のことながら真逆の見解を述べています。

- (1) 音楽教室におけるレッスンにおいて指導者が生徒に楽器を弾いて示すのは、音楽を音楽として享受されるのではなく、あくまで指導・教授目的である。その証拠に指導において楽曲は断片的に演奏されることが多い。これは著作権法第22条に規定された「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的」とした「演奏」とは到底いえない。
- (2) 音楽教室は、単に演奏技術の教授の場にとどまらず、社会教育的意義をも有するものであり、その意味では学校教育と同列に論じられるべきものと考えている。(学校教育同様、徴収の対象にすべきではない。)
- (3) 生徒は一回に1名とか少人数であり、不特定多数とはいえない。
- (4) 使用料を支払えば、レッスン料を値上げせざるを得ず、利用者に負担がかかる。
- (5) JASRACは個人経営の小規模音楽教室は対象外にするとしているが、線引きが曖昧であり、不平等が生じる

おそれがある。また将来的に小規模教室が徴収の対象になる可能性は否定しており、徴収対象となった場合は経営を大きく圧迫する。

音楽教室側は、社交ダンス教室でのダンスマジックを流す行為が上演権・演奏権の対象になるとの判例を音楽教室に当てはめることについて、「ダンス教室における楽曲はその性質上、間断なく流れているものであり、指導者が断片的に演奏したり、歌ったりする音楽教室と同列に語るべきではない」と主張しています。

4. | まとめ

両者の主張は真っ向から対立しています。

JASRAC側としては音楽の不正ダウンロードなどにより、減り続けている音楽売り上げを補填し、著作者・著作権者に利益を還元する意味でも、今まで徴収を見送ってきた音楽教室からも使用料を取ろうと考えたということでしょう。

実際、一部音楽教室では本来であれば購入しなければならない楽譜をコピーを利用して費用を節約するなど、JASRAC側には看過できない事情があったことも事実です。

また、社交ダンス教室と音楽教室は楽曲の使用態様という意味では共通する部分もあり、JASRACが社交ダンス教室での使用料徴収を認めた名古屋高裁の判例を、今回の徴収の根拠としていることも必ずしも不当とはいえないでしょう。

一方でいわゆる習い事として「音楽教室」が一般化している日本においては、子どもが音楽教室に通うことと、大人が趣味嗜好でダンス教室に通うことを同列で語っていいのかという、音楽教室側の言い分に首肯される方も少なくないでしょう。

さらに、JASRACが各音楽教室で著作権使用料の対象となる楽曲がどの程度使用されているのかを一切考慮せずに、どの教室も一律年間の受講料収入の2.5%としたのも、教室側の手続の簡素化のためという大義名分はあるものの、些か乱暴と言われても仕方がない部分もあります。

さらに、たびたび指摘されるJASRACの収益構造や、徴収した使用料の分配方法などについて必ずしも適切に開示していないことなどによる、ネット世論の「JASRAC憎し」の風潮もこの問題を複雑に見せている部分もあるかもしれません。

いずれにしても東京地裁の判決を行った上で、更なる議が必要になるでしょう。



特許権の金銭的価値評価

田村和彦 | Tamura Kazuhiko 平木国際特許事務所 弁理士

■ 1. はじめに

近年、知的財産権の価値評価に対するニーズは益々増加しています。近年急激にその勢力を伸ばした企業、例えばアップル、グーグル、アマゾンなどは、その企業価値の殆どが知的財産権に基づくものであると言われており、この事実だけ見ても、知的財産権の価値評価が重要であることが理解いただけると思います。

知財の財産的価値に基づいて融資等の金融業務を行う「知財金融」も一般的となりつつあり、特許庁でも平成26年度から「知財ビジネス評価書」を提供する事業が開始されています。

日本弁理士会においても、平成17年に知的財産価値評価推進センターが設立されて以降、知的財産価値評価の研究が進められています。私は、同センターにおける評価人として裁判所や民間からの依頼に基づく知財価値評価に関与しています。

知的財産権の価値評価は、大きくは定性評価と定量評価(金銭的価値評価)とに分けられます。以下では、紙面の関係、及び私の経験の範囲との関係から、知的財産権のうち「特許権」に話を絞り、知的財産権の定量評価(金銭的価値評価)について説明します。

■ 2. 金銭的価値評価の基本的な考え方

(1) 確定した手法は無い

特許権の金銭的価値評価では、現在のところ、こういう場合はこの方法、あの方法はこんな分析手順で…のように、決められた手法は存在しません。評価人自身が、知識と経験に基づき、入手可能な情報に従って最適な手法を選択し、客観的な視点から評価を行う、というのが現状です。特許権の価値評価は、定性的か定量的に拘わらず、収集した情報が多いほど精度も上げることができます。時間的／予算的／人的制限があるので、その範囲で評価を行うことになります。その際、収集した資料の範囲や、調査の仕方などを明示しておくことが重要です。

(2) 価値≠価格

特許権の金銭的価値評価において注意すべきこととして、特許権の金銭的価値評価において算出される「価値」は、実際にその特許が譲渡等される場合における「価格」とは異なる、ということがあります。「評価」は、収集された資料に基づいた客観的な判断である一方、「価格」は売り手と買い手の交渉に基づいて決定されるものであり、その決定には客觀性はありません。従って、両者が異なることはやむを得ず、むしろ自然なことと言えます。特に、特許権の価値評価では、10年以上先の未来予測を伴うので、なおさらです。

(3) 3つのアプローチ方法

特許の価値評価手法は、インカムアプローチ、マーケットアプローチ、コストアプローチの3つに大別されます。インカムアプローチは、特許に基づき得られる利益(インカム)に基づき価値を算出する方法です。マーケットアプローチは、市場における類似の取引を参考にして価値を算出する方法です。コストアプローチとは、その特許を取得するに要した費用(例えば、研究開発費用、人件費、特許出願費用など)に基づき価値を算出する方法です。

マーケットアプローチは、土地など取引市場が確立されている財産については有効であり、納得性のある数字が得られ易いという利点はありますが、取引市場が十分に確立されていない知的財産に適用するのは一般的に困難です。

このため、特許権の金銭的価値評価は、コストアプローチとインカムアプローチを併用して行われることが殆どと言われています。コストアプローチについては、紙面の関係から説明を省略し、以下ではインカムアプローチについて詳しく説明します。

■ 3. インカムアプローチ

インカムアプローチにも様々な手法があります。ここでは、最も一般的に用いられている免除口イヤリティ法と、単純DCF法を紹介します。

(1) 免除口イヤリティ法

免除口イヤリティ法は、対象特許を他社ではなく自社が保

有した場合に、支払を免れることができるライセンス料の現在価値を求め、これを対象特許の金銭的価値として算出する方法です。この方法を用いる場合に必要となるデータは、主として以下の3つです。

- ・特許権の譲受人の予想売上高
- ・妥当なライセンス料
- ・割引率

要するに、予想売上高に妥当なライセンス料を掛け合わせたのがライセンス収入です。計算されたライセンス収入に「割引率」を用いて現在価値を算出することが必要になります。

「割引率」という概念は、初めて耳にしたという方も多いと思いますが、10年後に手に入る予定の100万円と、現在手元にある100万円とでは後者の方が価値が高い、という考え方の下、将来の収益を割引するのに用いられる数字です。

(2) 単純DCF法

単純DCF法は、特許権の経済的寄与(将来キャッシュフロー)の流列を推計し、将来キャッシュフローに割引率で割引いて現在価値を算出することで、知的財産の価値を算出する方法です。

特許権の経済的寄与を算出する場合、まずはその特許発明が含まれる事業の正味現在価値(NPV)を算出します。

そして、そのNPVのうち、特許権の経済的寄与(貢献度)がどの程度かを判断し、その貢献度をNPVに乗算します。こうして出た数値が、特許権の金銭的価値となります。

より具体的には、特許発明に係る事業の各期のキャッシュフロー C_t ($t=1 \sim T$)、割引率 k 、初期投資 I が得られている場合、NPVは以下の式で算出することができます。

$$NPV = \sum_{t=1}^T \frac{C_t}{(1+k)^t} - I$$

4. | 市場規模の予測

上記の式での「各期のキャッシュフロー C_t 」の算出は、過去のデータではなく、いわば「未来予測」に他なりません。

未来予測なので、ある程度事業のシナリオを想定し、そのシナリオに沿えば得られるであろう利益を、評価の時点で取得可能なデータに従って予測することになります。

キャッシュフローの算定においてまず必要となるのが、その特許発明が属する製品等の市場規模の予測です。市場規模を算定したうえで、当該特許の譲受予定者が得る市場シェアや利益率、リスク要因等を推定することで、各期のキャッシュフロー C_t を算出することができます。市場規模の予測は、

大規模な調査を行って正確に行うことも可能ですが、各種白書等を参照することでも、それなりに信頼性のある予測を行うことが可能です。

5. | 特許権の事業への貢献度の算出

正味現在価値NPVが算定されたら、その後は、その事業の内、どの程度が特許権の影響(貢献度)によるものなのか、を算出する必要があります。

比較的広く、古くから知られている考え方として、利益三分法と25%ルール(利益四分法)があります。利益三分法は、企業の収益の源泉を資本力、営業力、知的財産権との3つと考えて、知的財産権の貢献度を1/3(33%)とする考え方です。25%ルールは、基本的には同じ考え方ですが、企業の収益の源泉を資本、組織、企業努力(労働力)、知的財産権の4つと考えて、知的財産権の貢献度を1/4(25%)とする考え方です。

33%、25%という数値は、葉の特許権のように強力な権利ならともかく、電気機械分野のように数千件の中の1つの特許のような場合には少し過剰と思われます。その場合には、25%をベースに、客観的な指標に従い、更に数値を乗算して、特許権の事業への貢献度を算出するのがよいと思います。

6. | 権利の広狭の影響・無効の可能性の大小の影響

特許権の金銭的価値評価において「権利の広狭や、無効の可能性は評価にどのように反映すればよいのか?」という質問を受けることがあります。これに関しては「大まかに判断し、大まかに評価結果に反映させればよい」というのが私の個人的見解です。その理由は、上述の市場規模等の評価が評価額を大きく左右するため、権利範囲の広狭にあまり深入りしても、納得感のある結論は得られにくいからです。

7. | まとめ

以上、紙面の関係上、特許権の金銭的価値評価に関しごく簡単に説明させていただきました。ご質問等ございましたら、お気軽にお尋ねいただければ幸甚です。

[参考文献]

- (1)『インカム・アプローチによる知的財産評価について(特許技術などの評価を中心に)』 東京理科大学 総合化学技術経営研究科 教授 石井康之著 平成20年度 特許流通講座 実務編)
- (2)『図解入門 ビジネス知財評価の基本と仕組みがよ～くわかる本』(鈴木公明著 秀和システム)



登録商標と使用商標との関係

曾根啓子 | Sone Keiko 平木国際特許事務所 弁理士

1. はじめに

商標が他の産業財産権と大きく異なる点として、登録商標が現実に使用されていない場合、商標登録が取消審判により取消されることが挙げられます（商標法第50条）。

これは、商標法の法目的が、商標の使用によって発生する業務上の信用の維持を図り、併せて需要者の利益を保護することを目的とするという、他の産業財産権の法目的と大きく異なることに起因しています。

そのため、商標登録出願にかかる商標を決定する際は、出願商標が使用する商標（以下、「使用商標」とします。）を十分に保護できるものであるか、つまり、出願商標は使用商標との間で同一性を有するものであるか検討することが必要となります。

2. 商標法第50条の規定

商標法第50条に規定する不使用取消審判においては、登録商標そのもの及び登録商標と「社会通念上同一」と認められる商標を使用している場合も登録の取消しを免れることができます。

条文に挙げられている「社会通念上同一」といえる商標の具体例は以下のとおりです。

①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標（例：「清朝体」と「ゴシック体」）、

②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標（例：「りんご」を意味する「アップル（あっぷる）」と「apple」）、

③外観において同視される図形からなる商標。

④その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標（例：「はつゆめ（ハツユメ）」と「初夢」）。

最近の審決取消訴訟の判決において、以下のようなものがあるので、ご紹介します。

3. 判例1（平成29年（行ケ）第10107号）

登録商標

緑健青汁
りょくけん青汁
リョクケン青汁
RYOKUKEN AOJIRU

審決は、審判請求の登録（平成26年1月29日）前3年以内の要証期間内における本件商標の使用は証明されていないため、商標法第50条の規定により、本件商標の登録は取り消されるべきものであるという内容です。

原告は使用証拠として、甲1カタログ、甲2カタログ及び甲3雑誌を提出しています。これらの証拠に記載された商標は「緑健青汁」の文字のみからなるものでした。裁判所は、このような登録商標と使用商標との差異について、商標法第50条第1項にいう社会通念上同一と認められる商標であると、直ちに認めることはできない、と判断しています。

なお、上記甲1～3の証拠については、要証期間内（不使用取消審判の請求の登録前3年以内）に頒布されたものとは認められないと判断されています。

4. 判例2（平成24年（行ケ）第10382号）

登録商標

rhythm

使用商標1

NEO RHYTHM

使用商標2

NEORHYTHM

使用商標3

N E O R H Y T H M

審決では、登録商標は「rhythm」の文字からなり、「リズム」の称呼及び「リズム、調子」の観念を生ずるものである。

これに対し、使用商標1~3は、「NEO RHYTHM」又は「NEORHYTHM」の文字からなり、籠字風の「NEO」は、「RHYTHM」とは明らかに態様が異なり、両者は視覚上分離して看取される。「NEO」も「RHYTHM」も既成語であり、「NEO」の文字は「新、新しい」の意味を有する接頭辞としてしばしば使用される語であり、それ自体は自他商品の識別力がないか極めて弱いものである。両文字を結合した全体をもって既成の観念を有する成語として親しまれているとはいえない。

そのため、各使用商標において「RHYTHM」が自他商品識別のための要部であり、当該文字からは登録商標と同一の称呼及び観念を生ずるとして、各使用商標は、登録商標と社会通念上同一というべきであるという内容です。

裁判所においては、商標権者は、要証期間に使用商標1~3が婦人靴の値札、新聞、雑誌において表示されていると認定しています。

そして、各使用商標を付した婦人靴の販売を開始し、「履物」について「neorhythm」「neo rhythm」を別途出願し登録を受けている事実を指摘しています。

また、登録商標と使用商標との同一性について、審決とは異なり使用商標からは、「ネオリズム」の称呼を生じ、「新しいリズム」、「新しい調子」という観念を生じるとしています。

使用商標は「NEORHYTHM」又は「NEO RHYTHM」からなり、「NEO」は白抜きで籠字風に表され、「RHYTHM」は塗り潰しのゴシック体風の文字で表されているところ、①本件商標の書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標とはいえないし、②本件商標のローマ字の文字の表示を平仮名や片仮名に変更して同一の称呼及び観念を生ずる商標でもなく、また、③外観において本件商標と同視される图形からなる商標でもなく、これらと同程度のものということもできない。

よって、使用商標は、本件商標と社会通念上同一のものと認められる商標ということはできない、と判断しています。

さらに、前記別件登録商標を得ている事実に照らしても、本件商標と使用商標とが社会通念上同一であると認めることはできない、としています。

■ 5. | まとめ

商標について、類似という概念が存在することをご存じでも、不使用取消審判における「社会通念上同一」についてはご存じない方も少なからずいらっしゃると思います。

日本が加盟しているパリ条約の第5条C(2)において、「商

標の所有者が1の同盟国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えることなく構成部分に変更を加えてその商標を使用する場合には、その商標の登録の効力は、失われず、また、その商標に対して与えられる保護は、縮減されない。」と規定されており、この規定における「商標の識別性に影響を与えることなく構成部分に変更を加えて」という部分が重要となります。

最近の不使用取消審判の審決では、登録商標の構成に変更を加えた使用商標が社会通念上同一の商標として認められることがよくあり、登録商標とほぼ同一の使用商標である方が少ないかも知れません。

例えば、「文字商標／その読み仮名」という2段書きの態様の登録商標が多く存在しますが、文字商標自体の発音が複数ある場合や、直ちに認識されない場合に、読み仮名を付することで称呼を特定させる効果があります。このような場合は実際の使用商標が「文字商標」のみであっても社会通念上同一と認められる可能性はあると思います。

しかしながら、判例1のような登録商標の場合、漢字表記の読み仮名の範疇を超えており、3つ4つの商標を1つにしたような印象を与えると思います。このような商標を使用するのであれば、登録商標と文字の構成を変更せずに使用する必要があると思います。

また、判例2においては、登録商標に新たな要素を附加した商標を別途登録している事実をもって登録商標と使用商標が社会通念上の同一性を否定しています。このような判断は厳しいように思いますが、「rhythm」の語のみから構成された商標を使用した事実を証拠として示されておらず、実際の使用商標は全て「NEO」の文字が付されており、「neorhythm」「neo rhythm」について登録を受けていることを併せて、社会通念上の同一性を否定しても商標権者に実質的な不利益が発生しないと判断したのではないかと考えます。

また、「NEO」の文字の識別力が極めて弱いとしても、籠字風の態様を含め、各使用商標はまとまりよく一体的に表されているような印象を受けるように思われます。

ブランドマークは長年の使用により、その態様が変化していくことはよくあるでしょう。登録商標に文字や图形等の要素を付加・削除する際は、それが商標の識別性に影響を与えるか慎重に検討する必要があり、それに応じ、新規商標登録出願を行う必要性が生じることもあると思います。

不使用取消審判は、いつ請求されるか全く予想できません。請求されたときに対応できるよう、日頃から意識的に登録商標の使用の証拠、「商標の歴史」として保管しておくことが肝要です。

**前**

号ではニッチを巡る生物種どうしの争いと、「勝つための生存戦略」を勝者の立場から紹介しました。争いでは勝者がいれば、敗者もいます。そこで、今回は敗者や弱者の立場から、彼らの「生き残るためにの生存戦略」を紹介したいと思います。

◆争いは世の常

浜の真砂は尽きるとも世に「争い」の種は尽きまじ。石川五右衛門が戦好きの武将だったなら、最期にきっとこう詠んだことでしょう。人の世から争いが絶えることはありません。でも、これは他の生物も同じことです。そもそも、生物とは争う生命体なのです。生きている限り、自分に有利なポジションを巡って他者と争い続けるのが本来の姿だからです。

争いの世界では、強い者が勝ち、弱い者が敗れます。そして、勝者は、敗者の全てを手に入れ、敗者は全てを失います。しかし、生物はタフです。たとえ争いに敗れて全てを失ったとしても、簡単に滅んだりはしません。いえ、敗者になってもタフな種だけが、生き残ってきたと言った方が正しいかもしれません。彼らは弱者なりの生存戦略を使い、したたかに生き続けています。では、一体彼らが使っている戦略とは、どのようなものでしょうか。実は弱者は、様々な生存戦略を駆使しています。第1回目で紹介した戦略もその一つですが、今回はニッチに関係した、強者と戦わずに勝ち組となる戦略を紹介しましょう。

戦わずして勝つ 棲み分けという名の生存戦略

漆山誠一 | Urushiyama Seiichi 平木国際特許事務所 弁理士

◆ナンバーワン＝オンリーワン

1つのニッチには1種の生物しか生存できません。つまり、オンリーワンです。もしも、同じ場所に同じ生態を持つ複数の生物種がいたとすると、最後の1種になるまでニッチ争奪戦が続きます。そして、ナンバーワンが、そのニッチを占拠できるのです。

少し前に解散した某グループの有名な歌に、ナンバーワンにならなくても、オンリーワンになればよいというくだりがあります。個性を尊ぶ素敵な歌詞です。しかし、残念ながら生物界での戦略は通用しません。ナンバーワンにならないと自分のニッチを確保できない、つまりオンリーワンにはなれないからです。では、戦いに敗れ、ナンバーワンになれなかつた種は、一体どこに行けばよいのでしょうか。

◆ずらす戦略

答えは簡単です。強者のニッチと重ならないニッチを探し出し、そこでナンバーワンになって自らのニッチにすればよいのです。強者と生活環境をずらせば、双方の棲む世界は変わってきます。そこでは、もはや強者と戦う必要はなくなるのです。生物学では、このようにお互いのニッチが重ならないようにして共存することを「棲み分け」と呼んでいます。

ただし、この生活環境をずらす戦略は、言葉は易く行うは難しです。強者のニッチと重ならないニッチは、総じて餌が少ない、気候が厳しいなどの何

らかのハンデがあります。だからこそ、強者は目もくれなかつたのです。さらに、弱者になればなるほど、ニッチはますます小さくなり、逆にハンデは大きくなっています。しかし、たとえどんなに小さくても弱者は自らのニッチを手に入れるため、そのようなハンデを克服するしかないのです。

◆ハンデは武器と化す

でも、それは決して悪いことばかりではありません。ハンデを克服したときのリターンは絶大だからです。ハンデ克服のための技は「強み」となり、またハンデは他者の侵入を阻止する障壁となってくれるのです。

どんなに弱い生物種で、どんなに小さなニッチでも、そのニッチでは彼らはナンバーワンであり、オンリーワンです。また、過酷な環境での生活を余儀なくされる弱者ほど他者が真似することのできない強みを持っています。他者は、その強みがない限り、彼らのニッチには侵入することはできません。つまり、その強みこそが弱者が生きていくための最大の武器となり、戦わずして勝つ戦略が成立し得るのです。

◆テントウムシの棲み分け

では、実際に生物界で見られる棲み分けにはどのようなものがあるでしょうか。ここでは身近なテントウムシを例に紹介しましょう。

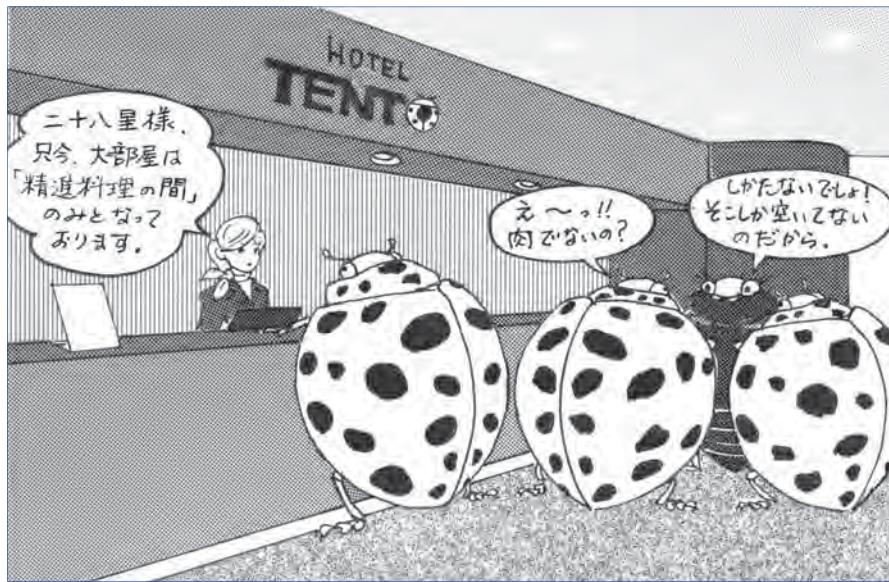
テントウムシと言えば、小さくて愛らしい虫ですが、アブラムシ(アリマキ)

などを食べるバリバリの肉食系です。日本では、150種以上が生息していますが、普段よく目にするのはナナホシテントウとナミテントウの2種です。ナナホシテントウは、赤地の翅に7つの黒い紋を持つ派手な姿なので、誰もが知っている虫です。一方、ナミテントウは、翅の色や模様が変化に富むのですが、黒地の翅に2つの大きな赤い紋のあるタイプが一般的です。比較的地味ですが、ほとんどの人が一度は目にしたことがあるはずです。日本のテントウムシ界は、この2種が圧倒的勢力を誇っています。どちらも平地から低山地にかけて生息し、アブラムシを餌としながら主に春と秋に活動しています。二大勢力がこれほど近い生態だと即座にニッチ争奪戦が起こりそうです。しかし、実際には起きていません。実は、ナナホシテントウは草に付くアブラムシを餌にするのに対して、ナミテントウは主に樹木に付くアブラムシを餌にしています。つまり、お互いのニッチをほんの少しだけずらして、うまく棲み分けを行っているのです。これは、厳しい自然界で、巨大勢力どうしであっても、わずかな「ずらし」で、互いに争うことなく共存できるということを示しています。

では、それ以外のテントウムシはどうでしょうか。2種の勢力があまりに巨大過ぎて、割り込む余地はないように思います。しかし、彼らのニッチを干渉しないニッチは無数に存在しています。弱い種は、独自の進化によってそれらのニッチを自らのニッチにしているのです。

例えば、アカホシテントウという種類は、ウメの樹に付くタマカタカイガラムシという虫を餌にしています。餌自体がアブラムシのように、どこにでもいる訳ではないため非常に小さなニッチですが、同じ平地の樹木を生活圏とするナミテントウとは餌が重ならないので彼らとの争いに巻き込まれる心配はありません。

ダイモンテントウという種類は、ハイマツにつくアブラムシを餌にしています。ハイマツは2,500m以上の高山帯にしか生えません。二大勢力と同じ餌



でも、他のテントウムシが生息できないような環境に適応することで、ダイモンテントウは特殊なニッチを手に入れているのです。

もっと驚く戦略を使うテントウムシもあります。キイロテントウやニジュウヤホシテントウは、その代表格です。

キイロテントウは、レモンイエローの翅を持つ小さくて美しいテントウムシです。この虫は、平地の草上や樹木上で生活していますが、植物に寄生するうどんこ病菌というカビを餌にしています。つまり、菌食系なのです。

また、ニジュウヤホシテントウは、その名のごとく翅に28個の黒い紋を持つテントウムシです。春から秋にかけて平地から山地の草地に生息しており、大きさもナナホシテントウとほぼ同じです。しかし、この虫はナス科植物の葉を餌とするベジタリアン、つまり草食系です。

生態上、肉食と草食は、天と地ほどの違いがあります。彼らは、肉食系というテントウムシの常識の殻を破り、菌食や草食という独自の生態を獲得することで、他の大多数のテントウムシが容易に侵入できない全く新しいニッチを手に入れることに成功しているのです。

◆ニッチ戦略

さて、生物の棲み分けは、ビジネスでも応用できるでしょうか。経営戦略

に詳しい方であれば、既に思い当たる戦略があると思います。そうです、ニッチ戦略です。ニッチ戦略とは、大企業が取り組まない隙間市場や誰もが注目しない市場をターゲットにして、それに特化した製品やサービスの提供を開拓する戦略です。主に中小企業が大企業との競合を避けながら市場に進出する際に用いられる戦略です。

有名な経済学者であるマイケル・ポーター氏は、著者『競争の戦略』の中で、企業が競争優位を築くための基本戦略として、コストリーダーシップ戦略、差別化戦略、そして集中戦略の3つを挙げています。この中で集中戦略が正にこのニッチ戦略に相当します。

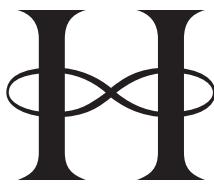
◆自己研鑽を忘れない

生物は、たとえ競合相手がいなくても自然相手に常に進化し続けています。棲み分けによる戦わない戦略は、勝ち続ける戦略ではないからです。

ニッチ戦略も同じことです。強みを得た企業が成功に酔い、自己研鑽を怠るとどうなるか。その答えは進化を忘れた生物達が示してくれています。

【参考文献】

- 『弱者の戦略』、稻垣栄洋著、新潮文庫
- 『競争の戦略』、M.E.ポーター著、ダイヤモンド社



平木国際特許事務所

●東京オフィス

〒105-6232
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズ MORIタワー 32F
TEL.03-5425-1800 FAX.03-5425-0981

東京オフィス周辺MAP



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 東京メトロ 日比谷線「神谷町」駅より徒歩4分、3番出口より御成門駅方面へ
- ❖ 都営地下鉄 三田線「御成門」駅より徒歩3分、A5番出口より神谷町駅方面へ



●関西オフィス

〒550-0002
大阪府大阪市西区江戸堀1-2-11
大同生命南館5F
TEL.06-6446-0381 FAX.06-6446-0382



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 大阪市営地下鉄 四つ橋線「肥後橋」駅5-A出口より徒歩1分
または1-A出口より徒歩2分（大同生命大阪本社ビル地下直結）
- ❖ 大阪市営地下鉄 御堂筋線「淀屋橋」駅3または4番出口より徒歩6分

<http://www.hiraki-patent.co.jp/>



HIRAKI & ASSOCIATES Newsletter vol.13

平木国際特許事務所 ニューズレター

JULY 2018

[本冊子に関するお問合せ先]

TEL.03-5425-1800 / FAX.03-5425-0981 / E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

- 本冊子は知的財産に関する一般的な情報を取りまとめたものです。したがって、個別の事案についての当事務所の具体的な対応のあり方や助言を示すものではありません。
- 本冊子の送付をご希望されない方、また、受領者以外で本冊子の送付をご希望される方は、電話・ファックス・メールなどで編集部までご連絡ください。

| 編 | 集 | 後 | 記 |

この編集後記を書いている今は、まさに風薫る気持ちの良い季節ですが、皆様の元にお届けするころは既に猛暑となっていることでしょう。皆様がお元気で日々お過ごしあることをお祈りしております。

さて、最近、米国が中国の知的財産権侵害を理由にした対中貿易制裁を発表し、激しい貿易戦争を引き起こしかねない状況にあります。また、グローバル化に伴って、企業の買収や人材の引き抜きなどにより我が国の貴重な技術が外国に流出する懸念もあります。

経済の発展と、人々の幸せに貢献する知的財産権という明るい側面だけでなく、ダークな部分もしっかり学び、対処していくなければ、と考える今日この頃です。

(幹事一同)